

令和7年度 奈良県公衆浴場燃油等価格高騰対策補助金交付要綱 募 集 要 領

1. 趣旨

新型コロナウイルス感染症による影響に加え、原油価格上昇により燃油等経費が高騰し経営が圧迫されている公衆浴場業者に対して、経営の安定化を図るため、自らの事業に必要な燃油等の価格高騰分に相当する経費を支援します。

2. 補助対象者と補助対象事業

- (1) 本補助金の対象者は、公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第2条第1項の規定による許可を受けて、県内で浴場業を営む者（市町村を除く）であって、次の要件を満たす一般公衆浴場営業者です。
 - ア 過去3年間に於いて公衆浴場法の違反に基づく行政処分を受けていない者。
 - イ 物価統制令（昭和21年勅令第118号）第4条の規定により指定された統制額の範囲内で浴場業を営む者。
 - ウ 地域住民の日常生活において、保健衛生上必要なものとして利用される浴場業を営む者。
- (2) 補助対象事業は、一般公衆浴場営業者が実施する浴場業を営むための燃油等購入事業です。

3. 補助対象期間と補助対象経費

本補助金の対象となる事業及び経費は、以下の補助対象期間に、納入を受け、かつ支払いを終えた燃油等購入事業及びその経費（消費税及び地方消費税は含みません。）に限ります。

ガスを使用している場合にあっては、当該対象期間分の経費を日割りで算出してください。

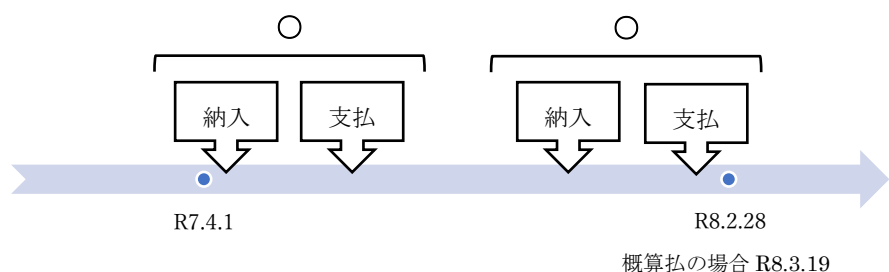
【補助対象期間】

令和7年4月1日～令和8年2月28日

- ※ 概算払の場合で、令和8年2月28日までに納入を受けた燃油等に関し、
令和7年4月1日～令和8年3月19日

① 対象となる事業

「納入」と「支払」の両方が令和7年4月1日～令和8年2月28日（概算払の場合は、「支払」が令和8年3月19日）の間に行われ、終了している。



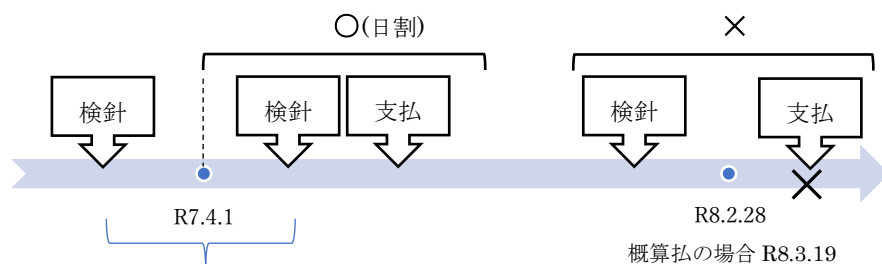
② 対象としない事業

「納入」または「支払」の少なくとも一方が、令和7年4月1日～令和8年2月28日（概算払の場合は、「支払」が令和8年3月19日）の間に行われず、または終了していない。



※ ガスの場合

検針にて確定された期間のうち、補助対象期間分を日割りします。
補助対象期間に「支払」が終了していないものは、全て対象となりません。



例) R7.3.21 検針→R8.4.14 検針

対象外 11 日、対象内 14 日となり、経費の 14/25 が補助対象

4. 燃油等価格高騰前基準単価の算定

令和5年1月1日～同年12月31日の間に納入を受け、かつ支払いを終えた燃油等購入事業について、その単価（消費税及び地方消費税は含みません。）の平均を燃油等価格高騰前基準単価（以下「基準単価」という。）とします。

※1 基準単価の算定期間（令和5年1月1日～同年12月31日）に購入した全ての実績が必要です。

※2 基準単価の算定期間と補助対象期間とで、使用している燃料が異なる場合や領収書を保有していない場合等、前述の方法で基準単価が算定できない場合は、購入先の小売価格の平均額を用いる等の方法により、基準単価を算定します。
詳しくは、お問い合わせください。

※3 基準単価は、小数点以下1位までとし、小数点以下2位は切り捨てます。

5. 補助率

補助率：1／2

※交付額は円単位とし、端数は切り捨てます。

6. 補助額の算定方法

補助額：（【補助対象経費】－【基準単価×購入量】）×補助率1／2

※1 補助額に消費税及び地方消費税は含みません。

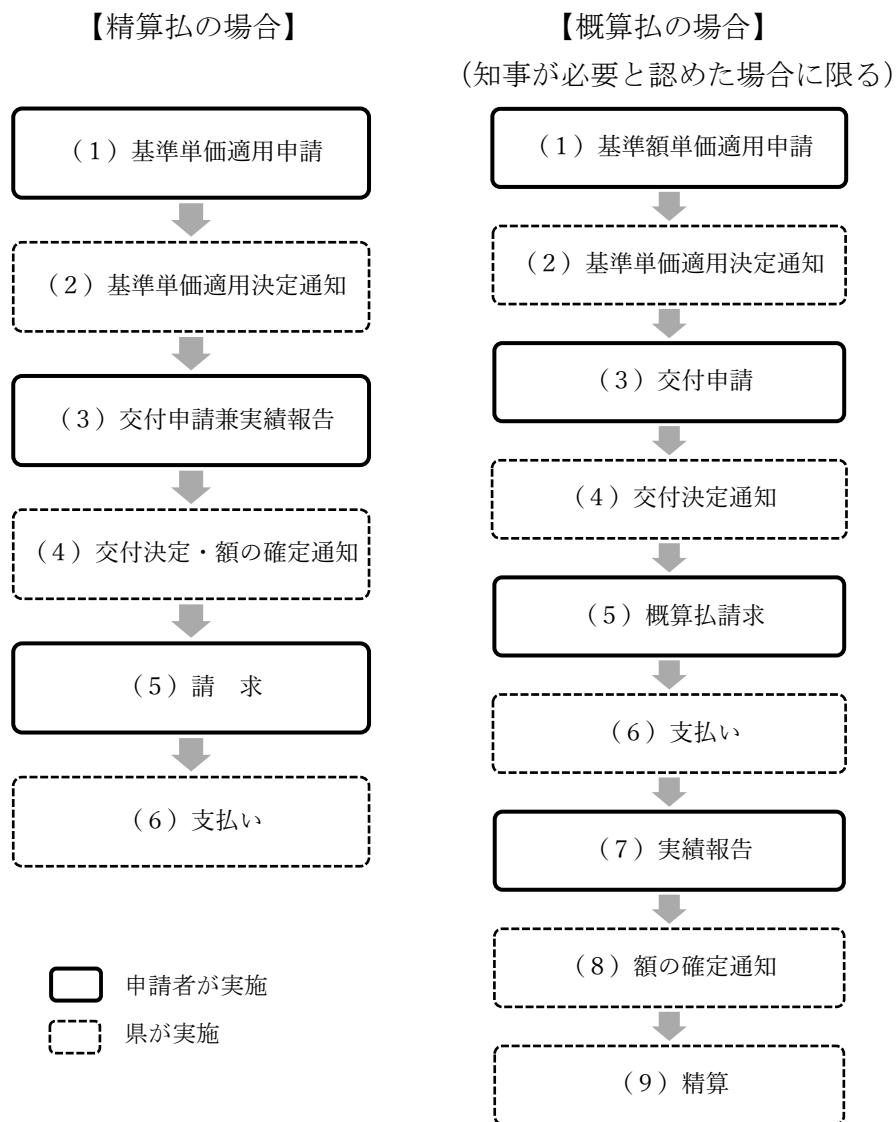
※2 補助額は、予算の範囲内での交付になります。

7. 申請の流れ

申請の流れは以下のとおりです。

申請は、1 か月分または複数月分をまとめて申請できます。

ただし、予算の範囲内での交付のため、予算がなくなり次第、終了となります。



※支払を受けた額より、実績の額が少ない場合には、
返還が必要となります。

※ 基準単価の算定期間が変更されたため、令和４年度に既に基準単価の適用の決定を受けている場合も、新たに（１）基準単価適用申請が必要です。

8. 申請書兼実績報告書等の提出

(1) 申請書類

【精算払の場合】

(1) 基準単価適用申請		
① 奈良県公衆浴場燃油等価格高騰対策補助金基準単価適用申請書	第1号様式(第7条関係)	
② 基準単価の算定方法	第1号様式の別紙	
③ 補助対象事業において令和5年1月1日～同年12月31日の間に納入を受け、支払いされた事実が確認できる書類	区分a	原則宛名が申請者となっており、支払額、単価、購入量、支払日、支払い目的、取引の相手方が明記されている以下のうち、いずれかのもの
		ア 領収書 イ 請求書及び支払い事実が明記されている通帳 ウ ア、イに準ずる書類の写し
	区分aが困難な場合	以下のうち、いずれかのもの
		ア 取引の相手方が発出する小売単価を示す書類 イ アに準ずる書類の写し

(3) 交付申請兼実績報告	
① 奈良県公衆浴場燃油等価格高騰対策補助金交付申請書兼実績報告書	第2号様式(第10条、第17条関係)
② 令和7年度燃油等購入実績書	第3号様式(第10条、第17条関係)
③ 補助対象事業において令和7年4月1日～令和8年2月28日の間に納入を受け、支払いされた事実が確認できる書類	原則宛名が申請者となっており、支払額、単価、購入量、支払日、支払い目的、取引の相手方が明記されている以下のうち、いずれかのもの ア 領収書 イ 請求書及び支払い事実が明記されている通帳 ウ ア、イに準ずる書類の写し
④ 基準単価適用決定通知書の写し	奈良県が発出したもの
⑤ 口座振替申出書(既に奈良県に口座登録をしている場合は不要)	奈良県指定様式

⑥ 通帳の写し（既に奈良県に口座登録をしている場合は不要）	表紙及び表紙を開けた１ページ目（口座名義人、ふりがな、口座番号が分かるページ）
-------------------------------	---

【概算払の場合】

(１) 基準単価適用申請		
① 奈良県公衆浴場燃油等価格高騰対策補助金基準単価適用申請書	第１号様式（第７条関係）	
② 基準単価の算定方法	第１号様式の別紙	
③ 補助対象事業において令和５年１月１日～同年１２月３１日の間に納入を受け、支払いされた事実が確認できる書類	区分 a	原則宛名が申請者となっており、支払額、単価、購入量、支払日、支払い目的、取引の相手方が明記されている以下のうち、いずれかのもの
		ア 領収書 イ 請求書及び支払い事実が明記されている通帳 ウ ア、イに準ずる書類の写し
	区分 a が困難な場合	以下のうち、いずれかのもの
		ア 取引の相手方が発出する小売単価を示す書類 イ アに準ずる書類の写し

(３) 交付申請	
① 奈良県公衆浴場燃油等価格高騰対策補助金交付書申請書兼実績報告書	第２号様式（第１０条、第１７条関係）
② 令和７年度燃油等購入実績書	第３号様式（第１０条、第１７条関係）
③ 補助対象事業において令和７年４月１日～令和８年２月２８日の間に納入を受け、支払いが必要な事実が確認できる書類	原則宛名が申請者となっており、支払額、単価、購入量、支払い目的、取引の相手方が明記されている以下のうち、いずれかのもの ア 請求書 イ クレジットカード利用明細書 ウ ア、イに準ずる書類の写し
④ 基準単価適用決定通知書の写し	奈良県が発出したもの
⑤ 口座振替申出書（既に奈良県に口座登録をしている場合は不要）	奈良県指定様式

⑥通帳の写し(既に奈良県に口座登録をしている場合は不要)	表紙及び表紙を開けた１ページ目(口座名義人、ふりがな、口座番号が分かるページ)
------------------------------	---

(7) 実績報告	
① 奈良県公衆浴場燃油等価格高騰対策補助金交付申請書兼実績報告書	第2号様式(第10条、第17条関係)
② 令和7年度燃油等購入実績書	第3号様式(第10条、第17条関係)
③ 補助対象事業において令和7年4月1日～令和8年3月19日の間に支払いされた事実が確認できる書類	原則宛名が申請者となっており、支払額、単価、購入量、支払日、支払い目的、取引の相手方が明記されている以下のうち、いずれかのもの ア 領収書 イ 支払い事実が明記されている通帳 ウ ア、イに準ずる書類の写し

(2) 提出方法等

提出方法：提出先に郵便にて提出してください。

封筒に「一般公衆浴場燃油等補助申請 在中」と朱書きしてください。

提出先：〒630-8501 奈良市登大路町30番地

奈良県薬務・衛生課食品・生活衛生係

(3) 交付申請書兼実績報告等の提出期限

【精算払の場合】

① 交付申請書兼実績報告書

令和8年3月4日(水) 当日消印有効

【概算払の場合】

① 交付申請書

令和8年3月4日(水) 当日消印有効

② 実績報告書

令和8年3月19日(木) 当日消印有効

(精算により、補助金の返還が生じる場合は、実績報告の提出後に県から発出される納入通知書により、必ず令和8年3月28日(金)までに納付してください。)

※注意事項

- ・申請書類の基準単価、補助対象期間の購入単価等の経費については、全て「税

抜き」で記載してください。（領収書等に記載されている額面が税込みの場合は、「その額面÷1.1」が税抜きの額面となります。）

- ・提出期限は厳守をお願いします。期限を過ぎますと受付できません。
- ・審査は受付期間内に提出された書類により行います。

記入もれや添付資料のもれ等の不備があった場合、申請を受理できない場合があります。提出前に申請者ご自身でよく確認してください。

- ・提出された申請書類及び添付書類等は返却いたしません。
- 適宜コピーを残すなど申請者ご自身の責任で対応してください。
- ・申請書類作成、送付等に係る費用は申請者の自己負担となります。

（３）問い合わせ先

奈良県薬務・衛生課食品・生活衛生係

TEL 0742-27-8674

9. 交付決定

交付申請後、随時交付を決定し、通知します。なお、交付決定通知書による補助金交付決定額は、補助限度額を明示するものであり補助金支払額を約束するものではありません。

10. 事業の変更または中止

- （１）事業計画を変更（軽微な変更を除く。）し、または中止若しくは廃止する場合は、以下の書類により、あらかじめ知事の承認を受けてください。

①事業計画の変更

奈良県公衆浴場燃油等価格高騰対策補助金事業変更承認申請書（第４号様式（第１３条関係））

② 事業の中止若しくは廃止

奈良県公衆浴場燃油等価格高騰対策補助金事業中止（廃止）承認申請書（第５号様式（第１３条関係））

11. 補助金の額の確定及び交付

【精算払の場合】

交付申請書兼実績報告書が提出され、その内容が適当と認められた場合、補助金の額を確定し、通知します。

当該確定通知を受けられたら、奈良県公衆浴場燃油等価格高騰対策補助金交付請求書（第７号様式（第１９条関係））を提出してください。請求書に基づき、補助金を指定口座に振り込みます。

【概算払の場合】

- (1) 9. 交付決定に定める交付決定通知書を受けられたら、奈良県公衆浴場燃油等価格高騰対策補助金交付請求書（概算払）（第6号様式（第14条関係））を提出してください。請求書に基づき、補助金を指定口座に振り込みます。
 - (2) 取引先への支払いが完了後に、交付申請書兼実績報告書を提出してください。その内容が適当と認められた場合、補助金の額を確定し、通知します。
- ※概算払を受けた額と実績報告による額に差がある場合は、差額の返還が必要となります。